

広島県告示第八百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年八月二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年七月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市御調町大字岩根字青木二二六番一地先から尾道市御調町大字岩根字金神三二三番一地先まで	六・九〇	八・九〇〇〇一 三・二〇〇	一三・九〇〇六	五〇八・六〇	拡幅